

令和 7 年 9 月

被災住宅の応急修理業者の方へ

当該修理工事については、応急修理制度の利用対象となりましたので、手続きについてご案内します。この制度は、市が業者に修理を依頼し、修理費用を直接業者に支払うこととなります。ただし、工事内容が本制度の対象となる判断は、見積書の事前審査で決定します。
早めのご提出をお願いします。

●制度概要

■令和 7 年台風第 15 号により住宅が準半壊以上の被害を受け、自ら修理する資力がない世帯等に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理するものです。

《費用の限度額》り災証明による被害認定により限度額があります。

限度額を超えた部分は、被災された方の自己負担となります。

区 分	修理限度額
住宅被害が半壊、中規模半壊、大規模半壊	73 万 9 千円以内（税込み）
住宅被害が準半壊の場合	35 万 8 千円以内（税込み）

1 対象となる修理の範囲

令和 7 年台風第 15 号の被害と直接関係のある修理のみが対象になります。また、あくまで応急的修理ですので、対象となる範囲が決められています。※対象工事は、現状復旧が原則です。

（別紙 1）「災害救助法に基づく応急修理に関する Q&A」をご覧ください。

■応急修理の対象となる工事

- ①屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理 ②ドア、窓等の開口部の応急修理
③上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理 ④衛生設備

※修理を行う部位には、優先順位があります。①を最優先とし、④になるほど優先が低くなります。

●「応急修理」制度についてのご不明点があれば、建築安全推進課までご連絡ください。工事対象や制度上の注意点をご説明いたします。

【連絡先】 静岡市建築安全推進課 管理係 電話 054-221-1371
平日 8:30～17:00

2 修理見積書の作成

■別添の修理見積書【様式第3号】により見積書を作成してください。

記入例に従い、屋根・外壁・土台等、部位ごとの修理明細を数量等がわかるよう、可能な限り詳細に記載し、「床工事 一式」といった記載はしないでください。

■被害状況の写真（被災者からの提供など）を添付。なお、依頼主より提出済の場合有。

■見積書作成時に応急修理の対象となる工事なのか不明な場合は、別添「見積書記載に関する注意事項」をご確認のうえ、建築安全推進課までご相談ください。

■「修理見積書」の事前審査をします。

静岡市では、正式に見積書を提出いただく前に、事前に修理見積書を提出いただき、審査をします。審査後に正式に修理見積書（被災者様確認済み）を提出していただきます。

■見積り内容については、修理申込者様に十分説明していただくようお願いします。

～修理見積書 事前審査の提出時の手続き～

①（提出書類）修理見積書、施工前写真（修理箇所）

（提出方法）：電子申請、メール、直接窓口にてご提出ください。

② 建築安全推進課からの事前審査の結果回答について

審査後、メール、FAX、電話等にて回答します。

3 修理業者様の提出書類

提出時期	必要書類
① 見積（事前審査） <u>工事を着手する前にご提出ください。ただし、着工済の場合は、工事が完了する前又は工事代金請求前までに提出ください。</u>	・修理見積書【様式第3号】事前審査のため修理業者様の住所、名称、代表者の肩書とお名前を記載してください。（事前審査時は申込者の確認欄記入不要） ・応急修理工事写真台帳【別紙2-1】に被害状況がわかる写真添付（修理箇所、施工前） ・応急修理指定業者願書等【別紙3】、誓約書【別紙4】（該当者のみ）
② 事前審査後、 「見積・契約」	・修理見積書【様式第3号】1部。修理申込者様が確認して申込者名が記入されたものを提出する。 ・応急修理工事写真台帳（事前審査時に提出済の場合は不要）【別紙2-1】 ・見積書・写真台帳受付後、市から修理依頼書を送付します。その際工事請書【様式6号】を同封しますので、提出してください。
③ 完了・支払い時	・工事完了報告書【様式第7号】修理申込者様が確認をしたもの ・応急修理工事写真台帳の写真（修理中・修理後の写真）【別紙2-1】 ・請求書【様式第7号】1部（市と口座振り込み取引が無い場合は、振込先の通帳の写しを確認します）

◎書類様式については、ホームページにも掲載予定です。